

(生126)  
平成23年3月23日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事  
三 上 裕 司

「東北地方太平洋沖地震の影響による医師臨床研修関係の取扱い」について

この度の東北地方太平洋沖地震の発生により、被害を受けられた病院におかれましては、臨床研修にかかる事務又は研修そのものの継続が困難となることが考えられることから、今般、厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室長より、臨床研修病院長及び医科大学（医学部）附属病院長宛に標記取扱いについてQ&Aが示されました。

被災地域の病院における研修期間や修了認定に係る事項のほか、被災病院からの研修医の受入れなどについても示されております。

つきましては、当該Q&Aをお送り申し上げますので、ご参考としていただきますようお願い申し上げます。また、本Q&Aは厚生労働省ホームページにも掲載されますことを申し添えさせていただきます。

(添付資料)

1. 東北地方太平洋沖地震の影響による医師臨床研修関係の取扱い  
(平23. 3. 22 厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室長 事務連絡)

(参 考)

1. 臨床研修を長期にわたって休止する場合の取扱いについて  
(平21. 6. 30 医政局医事課医師臨床研修推進室長 事務連絡)  
※平21. 7. 1 (生29) にてご連絡済み

事 務 連 絡  
平 成 23 年 3 月 22 日

各臨床研修病院長 殿  
各国公私立医科大学（医学部）附属病院長 殿

厚生労働省医政局医事課  
医師臨床研修推進室長

### 東北地方太平洋沖地震の影響による医師臨床研修関係の取扱い

この度の東北地方太平洋沖地震の発生により、被害を受けられた病院においては、臨床研修に係る事務又は研修そのものの継続が困難となることが考えられます。

このため、平成23年3月現在2年次の研修医の研修期間や修了認定等に係る事項、平成23年3月現在1年次の研修医の受入れに係る事項等に関する一般的なQ&Aを取りまとめましたので、参考として下さい。

なお、その他、具体的な相談など詳細については、管轄の地方厚生局健康福祉部医事課にお問い合わせ下さい。

## 東北地方太平洋沖地震の影響による医師臨床研修関係の取扱い

### 【H23.3 現在2年次の研修医】

#### (研修期間)

Q 1) 被災時から3月31日まで臨床研修が実施できていません。このような場合、未修了としなければならないのですか。

A 1) 研修が実施できなかった期間については、研修実施期間の評価における休止期間(上限90日)に含むものとして差し支えありません。

#### (修了認定)

Q 2) 被災地域の病院で研修期間修了時の評価を実施(研修管理委員会の開催等)できる体制がありませんが、これまでの評価を基に到達目標に達しているなど修了基準を満たしていると判断できる場合は、修了認定してよいですか。

A 2) 研修期間中の評価や指導医等の意見を基に研修修了と評価できる場合は、修了認定して差し支えありません。

Q 3) 被災により研修医手帳など研修に関わる記録が紛失しました。指導医等の判断(過去の記憶等)で修了認定してもよいですか。

A 3) 指導医等の意見を基に研修修了と評価できる場合は、修了認定して差し支えありません。

Q 4) 被災地域の病院で指導医等の不在により、修了認定のための評価ができる体制がありません。いつまでに評価を行わなければなりませんか。

A 4) 研修期間終了後速やかに行うことが望ましいですが、被災により混乱している状況ではやむを得ないと考えられます。体制が整い次第、速やかに評価(修了認定)をお願いします。

#### (臨床研修修了証の交付)

Q 5) 修了認定までは行う予定ですが、人員不足や事務機器等が無いため、速やかに「臨床研修修了証」を作成することができません。いつまでに交付しなければなりませんか。

A 5) 臨床研修修了証を作成できる段階で速やかに交付をお願いします。併せて、研修医にはおおよその交付時期を伝えて下さい。

Q 6) 近々、診療所の管理者となる予定の研修医など、医師臨床研修修了登録証交付申請に対応するためにはどうしたらよいですか。

A 6) 病院から臨床研修修了証が交付されていない場合は、臨床研修修了証の写しを除いて申請を受け付けることとします。

この場合、当該研修医が臨床研修を修了しているか否かの確認が必要となりますので、その際は病院にご協力をお願いします。

(臨床研修修了登録)

Q 7) 医師臨床研修修了登録について、医師免許証を被災により紛失したため写しを添付できません。どのようにしたらよいですか。

A 7) 医師免許証の写しを除いて申請して差し支えありません。

### 【H23.3 現在1年次の研修医】

(研修の中断)

Q 8) 被災により、臨床研修の継続が困難となりました。研修を中断し、研修医に中断証を交付したいのですがよいですか。

A 8) 差し支えありません。

(中断した研修医の受入れ)

Q 9) 被災病院の研修を中断した研修医を当院で受け入れたいのですが、募集定員に空きが無い場合は採用できませんか。

A 9) 研修を中断した研修医を受け入れる場合は、適切な指導体制が確保されていると認められれば、募集定員とは関係なく当該研修医に対する研修を再開することが可能です。

※「臨床研修を長期にわたって休止する場合の取扱い」平成21年6月30日事務連絡参照

### 【H23.4 受入れ予定者】

(研修医の受入れ)

Q 10) 被災のため、予定していた研修プログラムどおりに研修をすることができませんが、被災した病院において、研修内定者を受け入れて研修を開始してよいでしょうか。

A 10) 被災した病院において、臨床研修の実施が可能であり、内定者もその病院での研修を希望するのであれば、当該病院において内定者を受け入れて研修を開始して差し支えありません。研修開始時期の遅れや研修内容の変更など、研修プログラムの変更が必要な場合には、後日で結構ですので、地方厚生局に相談して、必要な手続きを行ってください。

なお、臨床研修の実施に当たっては、2年間で到達目標が達成できるようにご留意ください。

Q 11) 被災病院から臨床研修の継続困難を理由に内定を取り消された者を、当院の研修医として平成23年4月に受け入れたいのですが、募集定員に空きが無い場合は採用できませんか。

A 11) 研修を中断した研修医の受入れの場合と同様に、適切な指導体制が確保されていることを条件に募集定員とは関係なく当該研修医の受入れを可能とします。

Q12) 当該研修医分は、臨床研修費等補助金の対象となりますか。

A12) 対象とします。

(内定の辞退)

Q13) 被災した病院に内定している者ですが、被災地での研修に不安があるので、他の採用先を探したいのですが、内定を辞退することはできるのですか。

A13) まず、内定している病院に連絡をして、研修の実施体制など心配している点について確認を行って下さい。一方的に内定を辞退することなく、病院とよく相談の上今後の方針を決めて下さい。

(新しい研修先)

Q14) 被災した病院の内定を取り消された(辞退した)者ですが、新しい研修先はどのように探したらよいですか。

A14) 新しい研修先は、内定していた病院や出身大学に相談するか、各病院の2次募集などの情報を探してみてください。

また、被災病院に内定していた者の受入れを希望している病院について、地方厚生局に寄せられたリストがありますので、ご希望があればお渡しします。

## 【届け出・報告等】

(プログラムの変更)

Q15) 被災により、プログラム変更届けが4月30日に間に合いそうにありません。期限の延長をお願いできないでしょうか。

A15) 期限については、特定非常災害特別措置法の適用を受け、6月30日までとなっています。

(年次報告)

Q16) 被災により、年次報告が4月30日に間に合いそうにありません。期限の延長をお願いできないでしょうか。

A16) 期限については、特定非常災害特別措置法の適用を受け、6月30日までとなっています。

(研修医受入調査)

Q17) 被災により、「H23 研修医受入及びH24 募集意向調査」が4月30日に間に合いそうにありません。期限の延長をお願いできないでしょうか。

A17) 期限についてはある程度延長することとします。その後の日程については、医師臨床研修マッチングの順位登録の受付が9月15日から開始されることを念頭に改めて連絡いたします。

## 【その他】

(研修医の被災地での医療支援)

Q18) 震災後の長期的な医療支援として、(被災地以外の) 研修医を東北地方の震災地域に研修の一環として派遣することは可能ですか。

A18) 臨床研修医が研修プログラムの一環として、震災地域において診療を行うことは差し支えありません。その場合には、研修医本人の了解の上、臨床研修指導医の適切な指導の下に実施していただくようお願いします。

また、研修プログラムの変更等が必要となる場合には、後日、地方厚生局に相談していただくこととして差し支えありません。(現行プログラムでの対応が可能であれば、そのように取り扱って差し支えありません。)

事 務 連 絡

平成 2 1 年 6 月 3 0 日

各地方厚生局健康福祉部医事課長 殿

医政局医事課医師臨床研修推進室長

臨床研修を長期にわたって休止する場合の取扱いについて

臨床研修における休止期間については、「医師法第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」(平成 1 5 年 6 月 1 2 日医政発第 0 6 1 2 0 0 4 号。以下「施行通知」という。)において、研修期間を通じて 9 0 日を上限とすることとされているが、休止期間が 9 0 日を超える場合の取扱いについて、下記のとおり留意事項をとりまとめたので、貴局管内の臨床研修病院等に対し周知されたい。

記

1 趣旨

この留意事項は、妊娠、出産、育児、傷病その他正当な理由(研修プログラムで定められた年次休暇を含む)による休止期間が、研修期間を通じて 9 0 日を超える場合に、臨床研修病院が行う対応等について、まとめたものであること。

2 臨床研修を長期にわたって休止する場合の取扱い

臨床研修を長期にわたって休止する場合には、( 1 )( 2 )のように、当初の研修期間の終了時に未修了とする取扱いと、臨床研修を中断する取扱いとが考えられること。なお、未修了や中断に関する基本的な考え方、手順等については、施行通知によること。

( 1 ) 未修了の取扱い

ア 当初の研修プログラムに沿って研修を行うことが想定される場合には、当初の研修期間の終了時の評価において未修了とすること。原則として、引き続き同一の研修プログラムで研修を行い、9 0 日を超えた休止日数分以上の日数の研修を行うこと。

イ 未修了とした場合であって、その後、病院を変更して研修を再開することになった時には、その時点で臨床研修を中断する取扱いとすること。

## (2) 中断の取扱い

ア 病院を変更して研修を再開する場合には、臨床研修を中断する取扱いとし、研修医に臨床研修中断証を交付すること。

イ 臨床研修を中断した場合には、研修医の求めに応じて、他の臨床研修病院を紹介する等、臨床研修の再開の支援を行うことを含め、適切な進路指導を行うこと。

ウ 臨床研修を再開する病院においては、臨床研修中断証の内容を考慮した臨床研修を行うこと。

## 3 募集定員との関係

未修了の研修医に対して当初の研修プログラムに沿って研修を継続又は再開する場合若しくは研修を中断した研修医に対して研修を再開する場合であって、適切な指導体制が確保されていると認められる場合には、各病院の募集定員とは関係なく当該研修医に対して研修を継続又は再開できること。

## 4 臨床研修費等補助金との関係

臨床研修を長期にわたって休止した後に再開する研修医を受け入れた病院においては、当該研修医の研修期間を臨床研修費等補助金の交付対象とすることができること。この場合、交付対象となる研修期間は、研修を休止又は中断するまでに実施した研修の期間(月数)を24月から差し引いた期間となること。

## 5 地方厚生局における相談体制

各地方厚生局では、臨床研修を長期にわたって休止する場合の手続きに関する問い合わせや研修医からの相談を受け付け(別添1を参照) 適宜情報提供等を行っていること。

以上

## 各地方厚生局相談窓口一覧

医師臨床研修制度や臨床研修病院の申請手続きのお問い合わせ、また、研修医の方のご相談に応じる窓口を設けております。

お問い合わせ・ご相談は、各地方厚生局健康福祉部医事課臨床研修係でお受けいたします。

名称	所在地	管轄区域	電話番号
北海道厚生局	札幌市	北海道	011 - 709 - 2311 内線 3945
東北厚生局	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	022 - 726 - 9263
関東信越厚生局	さいたま市	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県	048 - 740 - 0753
東海北陸厚生局	名古屋市	富山県 石川県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	052 - 971 - 8836
近畿厚生局	大阪市	福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	06 - 6942 - 2275
中国四国厚生局	広島市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県	082 - 223 - 8204
九州厚生局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県	092 - 472 - 2366

医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（抜粋）

## 第 2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準

### 1.7 臨床研修の中断及び再開

#### (1) 臨床研修の中断

##### ア 基本的な考え方

臨床研修の中断とは、現に臨床研修を受けている研修医について研修プログラムにあらかじめ定められた研修期間の途中で臨床研修を中止することをいうものであり、原則として病院を変更して研修を再開することを前提としたものであること。

研修プログラムを提供している管理者及び研修管理委員会には、あらかじめ定められた研修期間内に研修医に臨床研修を修了させる責任があり、安易に中断の扱いを行ってはならないこと。

やむを得ず臨床研修の中断の検討を行う際には、管理者及び研修管理委員会は当該研修医及び研修指導関係者と十分話し合い、当該研修医の臨床研修に関する正確な情報を十分に把握するものであること。さらに、研修医が臨床研修を継続できる方法がないか検討し、研修医に対し必要な支援を行うものであること。

これらを通じて、なお中断という判断に至る場合であっても、当該研修医が納得するよう努めなければならないこと。なお、このような場合においては、経緯や状況等の記録を残しておく必要があること。また、必要に応じて事前に管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。

##### イ 中断の基準

中断には、「研修医が臨床研修を継続することが困難であると研修管理委員会が評価、勧告した場合」と「研修医から管理者に申し出た場合」の 2 とおりがあること。

管理者が臨床研修の中断を認めるには、以下のようなやむを得ない場合に限るものであり、例えば、臨床研修病院の研修医に対する不満又は研修医の臨床研修病院に対する単なる不満のように、改善の余地があるものは認めるものではないこと。

(ア) 当該臨床研修病院の廃院、指定の取消しその他の理由により、当該臨床研修病院における研修プログラムの実施が不可能な場合

(イ) 研修医が臨床医としての適性を欠き、当該臨床研修病院の指導・教育によっても、なお改善が不可能な場合

(ウ) 妊娠、出産、育児、傷病等の理由により臨床研修を長期にわたり休止し、そのため修了に必要な研修実施期間を満たすことができない場合であって、臨床研修を再開するときに、当該研修医の履修する研修プログラムの変更、廃止等により同様の研修プログラムに復帰することが不可能であると見込まれる場合

(エ) その他正当な理由がある場合

##### ウ 中断の手順

(ア) 研修管理委員会は、臨床医としての適性を欠く場合等研修医が臨床研修を継続することが困難であると認める場合には、当該研修医がそれまでに受けた臨床研修に係る当該研修医の評価を行

い、管理者に対し、当該研修医の臨床研修を中断することを勧告することができること。

(イ)管理者は、(ア)の勧告又は研修医の申出を受けて、当該研修医の臨床研修を中断することができること。

#### エ 中断した場合

管理者は、研修医の臨床研修を中断した場合には、当該研修医の求めに応じて、速やかに、当該研修医に対して、当該研修医に関する次に掲げる事項を記載した臨床研修中断証(様式11)を交付しなければならないこと。このとき、管理者は、研修医の求めに応じて、他の臨床研修病院を紹介する等臨床研修の再開のための支援を行うことを含め、適切な進路指導を行わなければならないこと。さらに、管理者は、速やかに、臨床研修中断報告書(様式12)及び当該中断証の写しを管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(ア) 氏名、医籍の登録番号及び生年月日

(イ)中断した臨床研修に係る研修プログラムの名称

(ウ)臨床研修を行った臨床研修病院(臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行った場合にあつては、臨床研修病院及び臨床研修協力施設)の名称

(エ)臨床研修を開始し、及び中断した年月日

(オ)臨床研修を中断した理由

(カ)臨床研修を中断した時までの臨床研修の内容及び研修医の評価

#### (2)臨床研修の再開

臨床研修を中断した者は、自己の希望する臨床研修病院に、臨床研修中断証を添えて、臨床研修の再開を申し込むことができること。この場合において、臨床研修中断証の提出を受けた臨床研修病院が臨床研修を行うときは、当該臨床研修中断証の内容を考慮した臨床研修を行わなければならないこと。

なお、当該管理者は、研修再開の日から起算して1月以内に、臨床研修の修了基準を満たすための履修計画表(様式13)を、管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

### 18 臨床研修の修了

#### (1) 臨床研修の修了基準

#### ア 研修実施期間の評価

管理者は、研修医が研修期間の間に、以下に定める休止期間の上限を減じた日数以上の研修を実施しなければ修了と認めてはならないこと。

#### (ア)休止の理由

研修休止の理由として認めるものは、傷病、妊娠、出産、育児その他正当な理由(研修プログラムで定められた年次休暇を含む)であること。

#### (イ)必要履修期間等についての基準

研修期間を通じた休止期間の上限は90日(研修機関(施設)において定める休日は含めない。)とすること。

各研修分野に求められている必要履修期間を満たしていない場合は、休日・夜間の当直又は選択科目の期間の利用等により、あらかじめ定められた研修期間内に各研修分野の必要履修期間を

満たすよう努めなければならないこと。

(ウ) 休止期間の上限を超える場合の取扱い

研修期間終了時に当該研修医の研修休止期間が90日を超える場合には、未修了とするものであること。この場合、原則として引き続き同一の研修プログラムで研修を行い、90日を超えた日数分以上の日数の研修を行うこと。

また、基本研修科目又は必修科目で必要履修期間を満たしていない場合にも未修了として取扱い、原則として引き続き同一の研修プログラムで当該研修医の研修を行い、不足する期間以上の期間の研修を行うこと。

(エ) プログラム責任者の役割

プログラム責任者は、研修休止の理由の正当性を判定し、履修期間の把握を行わなければならないこと。研修医が修了基準を満たさなくなる恐れがある場合には、事前に研修管理委員会に報告・相談するなどして対策を講じ、当該研修医があらかじめ定められた研修期間内に研修を修了できるように努めなければならないこと。